

証券コード 7581

平成27年11月11日

株 主 各 位

埼 玉 県 吉 川 市 旭 2 番 地 5



株式会社 **サイゼリヤ**

代表取締役社長 堀 埜 一 成

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年11月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 千葉県野田市花井1-1-2
ホテルグランボワ（旧 野田東武ホテル）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第43期（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 当社従業員及び当社関係者に対するストックオプションとしての
新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.saizeriya.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

**事 業 報 告**  
(自 平成26年 9 月 1 日)  
(至 平成27年 8 月 31 日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀の財政・金融政策の効果等により、企業収益や雇用情勢の改善が見られ、訪日外国人の増加によるいわゆるインバウンド消費の恩恵もあり、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

外食産業におきましては、円安による輸入価格の高騰や原材料価格の高騰、人手不足の影響による人件費の増加等、引き続き厳しい経営環境が継続しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、国内外における継続的な新規出店や店舗サービスの品質向上、メニューの改善による商品力の強化等、さらなる収益力の向上に努めてまいりました。また、平成27年6月には上海サイゼリヤが100店舗を達成することができました。

これらの取り組みの結果、日本、海外ともに過去最高の売上高となり、当連結会計年度の売上高は1,392億77百万円（前期比10.9%増）、営業利益は75億11百万円（前期比36.9%増）、経常利益は80億4百万円（前期比35.3%増）、当期純利益につきましては、37億74百万円（前期比216.4%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、既存店対策としてお客様視点でのサービス強化などに努めたことにより、売上高1,099億27百万円（前期比4.6%増）、営業利益は47億17百万円（前期比22.6%増）となりました。

「豪州」は当社で使用する食材の製造等を行っており、当社の売上高の推移に伴い、売上高47億58百万円（前期比7.6%増）、営業利益は3億32百万円（前期比99.5%増）となりました。

「アジア」は、新規出店による新規顧客の獲得や知名度の浸透に努めました。売上高293億13百万円（前期比43.2%増）、営業利益は25億21百万円（前期比68.1%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は53億43百万円であり、その主なものは、店舗の新設（107店舗）などによるものであります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、店舗を賃貸するための敷金、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度は重要な資金調達を行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分               | 第 40 期<br>(平成24年 8 月期) | 第 41 期<br>(平成25年 8 月期) | 第 42 期<br>(平成26年 8 月期) | 第 43 期<br>(平成27年 8 月期)<br>(当連結会計年度) |
|-------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高             | 104,235百万円             | 110,428百万円             | 125,618百万円             | 139,277百万円                          |
| 当 期 純 利 益         | 5,471百万円               | 3,937百万円               | 1,193百万円               | 3,774百万円                            |
| 1 株当たり当期純利益       | 108円46銭                | 78円06銭                 | 23円65銭                 | 74円70銭                              |
| 総 資 産             | 80,316百万円              | 87,472百万円              | 87,224百万円              | 95,485百万円                           |
| 純 資 産             | 62,968百万円              | 67,344百万円              | 68,643百万円              | 72,424百万円                           |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 | 1,245円91銭              | 1,331円86銭              | 1,356円65銭              | 1,423円32銭                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 第43期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

| 名称                                    | 住所                          | 資本金<br>(百万円)        | 主要な事業の内容              | 議決権の<br>所有割合<br>(%) |
|---------------------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|
| SAIZERIYA AUSTRALIA<br>PTY. LTD.      | オーストラリア<br>ヴィクトリア州<br>メルトン市 | 3, 890<br>(64百万豪ドル) | 肉製品・ソース類等<br>食材の製造    | 100                 |
| 上海薩莉亜餐飲<br>有限公司                       | 中華人民共和国<br>上海市静安区           | 1, 344<br>(98百万円)   | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| 広州薩莉亜餐飲<br>有限公司                       | 中華人民共和国<br>広州市天河区           | 1, 042<br>(79百万円)   | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| 台湾薩莉亜餐飲股份<br>有限公司                     | 台湾<br>台北市                   | 914<br>(290百万TWD)   | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| 北京薩莉亜餐飲管理<br>有限公司                     | 中華人民共和国<br>北京市東城区           | 891<br>(66百万円)      | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| HONG KONG<br>SAIZERIYA<br>CO. LIMITED | 中華人民共和国<br>香港特別行政区          | 493<br>(40百万HKD)    | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |
| SINGAPORE<br>SAIZERIYA PTE. LTD.      | シンガポール                      | 561<br>(8百万SGD)     | イタリアンレストラ<br>ンのチェーン展開 | 100                 |

当社の子会社は、上記の重要な子会社7社と(株)アダツアーズジャパン、広州サ  
イゼリヤ食品有限公司の計9社であります。

### (4) 対処すべき課題

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- ①設備の改善による投資削減
- ②工場への新製法、新技術の導入による商品価値向上
- ③店内環境・サービスの改善による顧客満足度の向上
- ④海外事業での商品の安全安定供給体制の確立
- ⑤海外事業の事業基盤の強化
- ⑥新事業による潜在的ニーズの提供
- ⑦人材育成の体制強化
- ⑧研究開発による新たな価値の提案

(5) 主要な事業内容（平成27年8月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社サイゼリヤ）及び子会社9社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

① 日本

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,023店舗運営しており、『マリアーノ』などのファストフード店を3店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

② 豪州

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. は当社で使用する食材の製造等を行っております。

③ アジア

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海市内でレストラン『サイゼリヤ』を100店舗（2015年8月末）運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州市内でレストラン『サイゼリヤ』を102店舗（2015年8月末）運営しております。

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北市内でレストラン『サイゼリヤ』を11店舗（2015年8月末）運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京市内でレストラン『サイゼリヤ』を48店舗（2015年8月末）運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITEDは、香港国内でレストラン『サイゼリヤ』を21店舗（2015年8月末）運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. は、シンガポール国内でレストラン『サイゼリヤ』を13店舗（2015年8月末）運営しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年8月31日現在）

当社本社 埼玉県吉川市旭2番地5  
国内生産拠点 吉川工場、神奈川工場、福島工場、兵庫工場、千葉工場  
国内営業拠点 全国31都道府県、1,026店舗

地域別店舗分布

| 地 域 | 店 舗 数 | 地 域  | 店 舗 数 | 地 域 | 店 舗 数 |
|-----|-------|------|-------|-----|-------|
| 東京都 | 213   | 神奈川県 | 113   | 千葉県 | 111   |
| 大阪府 | 88    | 埼玉県  | 87    | 愛知県 | 74    |
| 兵庫県 | 46    | 茨城県  | 30    | 静岡県 | 26    |
| 福岡県 | 23    | 宮城県  | 21    | 京都府 | 20    |
| 三重県 | 19    | 栃木県  | 16    | 新潟県 | 13    |
| 長野県 | 13    | 岐阜県  | 13    | 福島県 | 12    |
| 北海道 | 11    | 石川県  | 11    | 広島県 | 10    |
| 群馬県 | 9     | 滋賀県  | 9     | 奈良県 | 9     |
| 山梨県 | 6     | 山形県  | 6     | 富山県 | 5     |
| 岡山県 | 4     | 和歌山県 | 4     | 福井県 | 3     |
| 山口県 | 1     |      |       |     |       |

海外生産拠点 オーストラリアヴィクトリア州  
海外営業拠点 中国上海市、中国広州市、中国北京市、台湾台北市、香港、シンガポール

(7) 使用人の状況（平成27年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数（名）    | 前連結会計年度末比増減（名） |
|---------------|----------------|
| 4,391（10,755） | 287増（81増）      |

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数（名）      | 前事業年度末比増減（名） | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------------|--------------|-------|--------|
| 2,242（8,256） | △13（286増）    | 33.7歳 | 8.9年   |

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年8月31日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行  | 11億66百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 11億66百万円 |
| 株式会社千葉銀行   | 11億60百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年8月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 73,208,000株
- ② 発行済株式の総数 50,807,144株（自己株式1,465,198株を除く。）
- ③ 株主数 31,149名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                      | 持 株 数           | 持株比率       |
|----------------------------|-----------------|------------|
| 正 垣 泰 彦                    | 株<br>15,953,392 | %<br>31.40 |
| 株 式 会 社 バ ベ ッ ト            | 4,455,516       | 8.77       |
| サ イ ゼ リ ヤ 従 業 員 持 株 会      | 2,026,343       | 3.99       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 1,016,900       | 2.00       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 958,700         | 1.89       |
| MORGAN STANLEY & CO. LLC   | 889,445         | 1.75       |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG   | 774,200         | 1.52       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 751,000         | 1.48       |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY  | 738,500         | 1.45       |
| MSIP CLIENT SECURITIES     | 705,200         | 1.39       |

- （注） 1. 当社は自己株式を1,465,198株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式数を控除した発行済株式の総数により算出しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 平成21年12月 1 日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

560個（新株予約権 1 個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 56,000株

- ・新株予約権の払込金額

1 個当たり 54,000円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 個当たり 164,500円（1 株当たり1,645円）

- ・行使期間

平成23年12月 2 日から平成31年12月 1 日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 440個    | 44,000株   | 5人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | 2個      | 200株      | 1人   |

ロ．平成22年8月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

240個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 24,000株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 39,400円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 174,900円（1株当たり1,749円）

- ・行使期間

平成24年8月12日から平成32年8月11日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 180個    | 18,000株   | 6人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | 30個     | 3,000株    | 1人   |

ハ．平成23年 8 月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

120個（新株予約権 1 個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 12, 000株

- ・新株予約権の払込金額

1 個当たり 22, 000円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 個当たり 167, 100円（1 株当たり1, 671円）

- ・行使期間

平成25年 8 月11日から平成33年 8 月10日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 110個    | 11, 000株  | 4人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

二、平成24年2月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

300個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 30,000株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 26,900円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 131,400円（1株当たり1,314円）

- ・行使期間

平成26年2月22日から平成34年2月21日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 170個    | 17,000株   | 4人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

ホ. 平成25年 5 月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

900個（新株予約権 1 個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 90,000株

- ・新株予約権の払込金額

1 個当たり 16,500円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 個当たり 135,100円（1 株当たり1,351円）

- ・行使期間

平成27年 5 月15日から平成35年 5 月14日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 900個    | 90,000株   | 5人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

へ、平成27年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

100個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 10,000株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 82,000円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 289,000円（1株当たり2,890円）

- ・行使期間

平成29年7月15日から平成37年7月14日まで

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ・当社役員の保有状況

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外役員を除く） | 100個    | 10,000株   | 4人   |
| 社外取締役        | —       | —         | —    |
| 監査役          | —       | —         | —    |

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
平成27年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
959個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数  
普通株式 95,900株
- ・新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 289,000円（1株当たり2,890円）
- ・行使期間  
平成29年7月30日から平成32年7月29日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人等への交付状況

|             | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|-------------|---------|-----------|------|
| 当社使用人       | 959個    | 95,900株   | 520人 |
| 子会社の役員及び使用人 | —       | —         | —    |

### (3) 会社役員の状況（平成27年8月31日現在）

#### ① 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                    |
|----------|------|---------------------------------|
| 代表取締役会長  | 正垣泰彦 |                                 |
| 代表取締役社長  | 堀埜一成 |                                 |
| 取締役      | 益岡伸之 | 海外事業部長                          |
| 取締役      | 松谷秀治 | マーチャンダイジング本部長兼<br>商品開発部長        |
| 取締役      | 長岡伸  | 組織開発室長、(株)アダツアーズ<br>ジャパン代表取締役社長 |
| 取締役      | 織戸実  | 営業本部長兼店舗開発部長                    |
| 常勤監査役    | 柴田良平 |                                 |
| 監査役      | 岡田勉  |                                 |
| 監査役      | 宮崎吉明 |                                 |

(注) 1. 監査役岡田勉氏及び監査役宮崎吉明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、当社は、監査役宮崎吉明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 常勤監査役柴田良平氏は、当社の財務担当取締役としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役岡田勉氏は、経営者としての長年にわたる経験や他業界に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役宮崎吉明氏は、他業界における経営者としての豊富な経験と知見を有するものであります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額            | 摘 要 |
|--------------------|------------|------------------|-----|
| 取 締 役              | 6名         | 177百万円           |     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 19百万円<br>(7百万円)  |     |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(2名) | 196百万円<br>(7百万円) |     |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年11月27日開催の第37期定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 取締役の報酬には、ストックオプションによる報酬額5百万円が含まれております。  
4. 監査役の報酬限度額は、平成22年11月26日開催の第38期定時株主総会において、年額50百万円以内、また、ストックオプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。

### ④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

監査役岡田勉氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会におおむね出席し、経営者としての長年にわたる国際経験や他業界に関する知見に基づき、助言、提言を行っております。

監査役宮崎吉明氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会におおむね出席し、他業界における豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

### ⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、独立した立場から経営への監督を強化するために社外取締役を設置することの有効性を十分認識しており、社外取締役候補者の選定を行ってまいりました。

しかしながら、取締役として重要な意思決定に参加いただく以上、企業経営への理解に加えて、当社が属する飲食業界に関する相当程度の知見を有することが望ましく、一方で、当社経営からの独立性を十分に有する方を候補者とする必要があると考えておりますが、現時点では、これらの要件を満たす適任者の方の選定に至っておりません。

仮に、不適任者を社外取締役として選任した場合には、コストの増加のみならず、迅速な意思決定を阻害する可能性があるため、現時点では社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

現時点では社外取締役は選任しておりませんが、独立性の高い社外取締役の導入が強く求められる昨今の情勢を踏まえ、社外取締役の起用について検討してまいりたいと考えております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                | 47百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ④ 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と

判断した場合は、監査役会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議いたします。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての内容は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の「日々の価値ある食事の提案と挑戦」を経営方針に即した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理を遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス（法令遵守）の構築・整備・維持にあたる。

監査役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「安全衛生管理規程」等を改正し、必要な「リスク管理規程」を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門

毎のリスク管理規程を確立する。

監査役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P-D-C-Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査役と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を人選・配置する。

監査役の配置下に入った使用人は、監査役の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会

議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査役へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項 (2) 毎月の経営状況として重要な事項 (3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 (4) 重大な法令・定款違反 (5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容 (6) その他コンプライアンス上重要な事項 (7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査役は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

当期における業務の適正性を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役が法令、定款および社内規程等に則って行動しており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、社外監査役が、取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、監督機能を強化しております。

監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じ、また、会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を通じて、当社の業務の適正性を確保するための体制を確認しております。

子会社の内部統制の整備運用状況は、子会社の管理部門が確認するとともに、親会社である当社の取締役、会計監査人および内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

#### [備考]

1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                |               |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>39,920</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>18,100</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 24,113        | 買 掛 金                  | 5,302         |
| テナント未収入金           | 1,041         | 1年内返済予定の長期借入金          | 3,008         |
| 有 価 証 券            | 4,000         | リ ー ス 債 務              | 8             |
| 商 品 及 び 製 品        | 6,200         | 未 払 法 人 税 等            | 1,720         |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,070         | 賞 与 引 当 金              | 1,299         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 569           | 株 主 優 待 引 当 金          | 142           |
| そ の 他              | 2,925         | 資 産 除 去 債 務            | 6             |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>55,565</b> | そ の 他                  | 6,612         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>40,807</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>4,961</b>  |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 26,060        | 長 期 借 入 金              | 485           |
| 機械装置及び運搬具          | 2,610         | リ ー ス 債 務              | 122           |
| 工具、器具及び備品          | 4,644         | 繰 延 税 金 負 債            | 30            |
| 土 地                | 6,952         | 資 産 除 去 債 務            | 3,916         |
| リ ー ス 資 産          | 122           | そ の 他                  | 407           |
| 建 設 仮 勘 定          | 417           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>23,061</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>992</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>13,765</b> | <b>株 主 資 本</b>         | <b>68,212</b> |
| 投 資 有 価 証 券        | 339           | 資 本 金                  | 8,612         |
| 敷 金 ・ 保 証 金        | 9,757         | 資 本 剰 余 金              | 9,209         |
| 建 設 協 力 金          | 1,290         | 利 益 剰 余 金              | 52,376        |
| 繰 延 税 金 資 産        | 1,990         | 自 己 株 式                | △1,986        |
| そ の 他              | 402           | その他の包括利益累計額            | 4,102         |
| 貸 倒 引 当 金          | △14           | 為 替 換 算 調 整 勘 定        | 4,102         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>95,485</b> | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>109</b>    |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>72,424</b> |
|                    |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>95,485</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成26年9月1日)  
(至 平成27年8月31日)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 売上高            | 139,277 |
| 売上原価           | 52,058  |
| 売上総利益          | 87,219  |
| 販売費及び一般管理費     | 79,707  |
| 営業利益           | 7,511   |
| 営業外収益          |         |
| 受取利息           | 239     |
| 為替差益           | 68      |
| デリバティブ評価益      | 13      |
| 補助金収入          | 119     |
| その他            | 70      |
| 営業外費用          |         |
| 支払利息           | 9       |
| その他            | 9       |
| 経常利益           | 8,004   |
| 特別利益           |         |
| 補償金収入          | 148     |
| 新株予約権戻入益       | 32      |
| 特別損失           |         |
| 減損損失           | 1,787   |
| 固定資産除却損        | 82      |
| 店舗閉店損          | 28      |
| 税金等調整前当期純利益    | 6,287   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 2,827   |
| 法人税等調整額        | △314    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 3,774   |
| 当期純利益          | 3,774   |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年9月1日)  
(至 平成27年8月31日)

(単位：百万円)

|                               | 株主資本  |       |        |        |        |
|-------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                               | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                     | 8,612 | 9,007 | 49,510 | △2,212 | 64,917 |
| 連結会計年度中の変動額                   |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                        |       |       | △908   |        | △908   |
| 当 期 純 利 益                     |       |       | 3,774  |        | 3,774  |
| 自己株式の取得                       |       |       |        | △386   | △386   |
| 自己株式の処分                       |       | 202   |        | 613    | 815    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |       |       |        |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －     | 202   | 2,866  | 226    | 3,295  |
| 当 期 末 残 高                     | 8,612 | 9,209 | 52,376 | △1,986 | 68,212 |

|                               | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|----------|-------------------|-------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高                     | △13              | 3,533    | 3,519             | 205   | 68,643 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |          |                   |       |        |
| 剰余金の配当                        |                  |          |                   |       | △908   |
| 当 期 純 利 益                     |                  |          |                   |       | 3,774  |
| 自己株式の取得                       |                  |          |                   |       | △386   |
| 自己株式の処分                       |                  |          |                   |       | 815    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 13               | 568      | 582               | △96   | 485    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 13               | 568      | 582               | △96   | 3,780  |
| 当 期 末 残 高                     | －                | 4,102    | 4,102             | 109   | 72,424 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 注記事項

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 7 社
- ② 連結子会社の名称  
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.  
上海薩莉亜餐飲有限公司  
広州薩莉亜餐飲有限公司  
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司  
北京薩莉亜餐飲管理有限公司  
HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED  
SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD.

#### ③ 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

㈱アダツアーズジャパン、広州サイゼリヤ食品有限公司は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に関して、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法に関する事項

##### ① 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

㈱アダツアーズジャパン  
広州サイゼリヤ食品有限公司

##### ② 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社はそれぞれ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. 及び SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. の決算日は、連結決算日と一致しております。上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司及び HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、6月30日に仮決算を行い、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・製品及び原材料

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当社については所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認めた額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5) 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年9月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.40%から平成27年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.70%に、平成28年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.00%となります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

42,579百万円

(3) 投資有価証券で非連結子会社に対するものは339百万円であります。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首<br>(千株) | 増 加(千株) | 減 少(千株) | 当連結会計年度末<br>(千株) |
|-------|-----------------------|---------|---------|------------------|
| 普通株式  | 52,272                | —       | —       | 52,272           |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首<br>(千株) | 増 加(千株) | 減 少(千株) | 当連結会計年度末<br>(千株) |
|-------|-----------------------|---------|---------|------------------|
| 普通株式  | 1,826                 | 132     | 493     | 1,465            |

(注) 1. 普通株式の増加のうち1千株は、単元未満株式の買取り1千株による増加であります。

また、普通株式の増加のうち130千株は、平成27年8月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の減少493千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百 万 円 ) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|--------------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成26年11月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 908                | 18              | 平成26年8月31日 | 平成26年11月28日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百 万 円 ) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日          | 効力発生日           |
|-----------------------|-------|--------------------|--------|-----------------|----------------|-----------------|
| 平成27年11月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 914                | 利益剰余金  | 18              | 平成27年<br>8月31日 | 平成27年<br>11月27日 |

(注) 上記②の配当金の総額は、平成27年11月26日開催予定の第43期定時株主総会において決議予定の金額であります。

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式547,600株

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるテナント未収入金は、出店しているショッピングセンター及び百貨店等の信用リスクに晒されております。また、事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金、建設協力金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

敷金・保証金、建設協力金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

## 2. 市場リスクの管理

子会社株式以外の投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する注記

平成27年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注2) 参照）。

（単位：百万円）

|                | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|----------------|------------|--------|-----|
| ①現金及び預金        | 24,113     | 24,113 | —   |
| ②テナント未収入金      | 1,041      | 1,041  | —   |
| ③有価証券          | 4,000      | 4,000  | —   |
| ④敷金・保証金        | 9,757      |        |     |
| 貸倒引当金（*1）      | △12        |        |     |
|                | 9,744      | 9,689  | △55 |
| ⑤建設協力金         | 1,290      |        |     |
| 貸倒引当金（*1）      | △2         |        |     |
|                | 1,288      | 1,281  | △7  |
| 資 産 計          | 40,187     | 40,125 | △62 |
| ①買掛金           | 5,302      | 5,302  | —   |
| ②1年内返済予定の長期借入金 | 3,008      | 3,008  | 0   |
| ③未払法人税等        | 1,720      | 1,720  | —   |
| ④長期借入金         | 485        | 484    | △0  |
| 負 債 計          | 10,516     | 10,516 | 0   |

（\*1）敷金・保証金及び建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②テナント未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④敷金・保証金、⑤建設協力金

その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値を基に算定しております。

負債

①買掛金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②1年内返済予定の長期借入金、④長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

※リース債務（流動・固定）については、金額的重要性が乏しいため、記載は省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 339             |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性が乏しいため、注記の記載は省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額  | 1,423円32銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 74円70銭    |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 減損損失に関する注記

当社及び在外連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

|      |             |
|------|-------------|
| 場所   | 日本、中国他      |
| 用途   | 店舗資産（162店舗） |
| 種類   | 建物他         |
| 減損損失 | 1,787百万円    |

当社及び在外連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物1,397百万円、その他389百万円であります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 8月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                |               |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>28,805</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>15,157</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 15,027        | 買 掛 金                  | 4,294         |
| テナント未収入金               | 1,041         | 1年内返済予定の長期借入金          | 3,008         |
| 有 価 証 券                | 4,000         | リ ー ス 債 務              | 8             |
| 商 品 及 び 製 品            | 5,346         | 未 払 金                  | 3,030         |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 739           | 未 払 費 用                | 161           |
| 前 払 費 用                | 1,699         | 未 払 法 人 税 等            | 1,509         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 535           | 未 払 消 費 税 等            | 1,262         |
| そ の 他                  | 414           | 預 り 金                  | 362           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>53,990</b> | 前 受 収 益                | 3             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>31,775</b> | 賞 与 引 当 金              | 1,076         |
| 建 物                    | 20,604        | 株 主 優 待 引 当 金          | 142           |
| 構 築 物                  | 375           | 設 備 関 係 未 払 金          | 183           |
| 機 械 及 び 装 置            | 1,429         | 資 産 除 去 債 務            | 6             |
| 車 輛 運 搬 具              | 9             | そ の 他                  | 106           |
| 器 具 及 び 備 品            | 2,221         | <b>固 定 負 債</b>         | <b>4,520</b>  |
| 土 地                    | 6,759         | 長 期 借 入 金              | 485           |
| リ ー ス 資 産              | 122           | リ ー ス 債 務              | 122           |
| 建 設 仮 勘 定              | 252           | 資 産 除 去 債 務            | 3,509         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>962</b>    | そ の 他                  | 403           |
| 借 地 権                  | 48            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>19,678</b> |
| 商 標 権                  | 1             | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 223           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>63,007</b> |
| 電 話 加 入 権              | 57            | 資 本 金                  | 8,612         |
| 無形固定資産仮勘定              | 632           | 資 本 剰 余 金              | 9,209         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>21,252</b> | 資 本 準 備 金              | 9,007         |
| 関 係 会 社 株 式            | 8,942         | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 202           |
| 長 期 前 払 費 用            | 268           | 利 益 剰 余 金              | 47,172        |
| 繰 延 税 金 資 産            | 1,850         | 利 益 準 備 金              | 2,153         |
| 敷 金 ・ 保 証 金            | 8,842         | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 45,018        |
| 建 設 協 力 金              | 1,290         | 別 途 積 立 金              | 43,010        |
| 店 舗 賃 借 仮 勘 定          | 32            | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 2,008         |
| そ の 他                  | 40            | 自 己 株 式                | △1,986        |
| 貸 倒 引 当 金              | △14           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>109</b>    |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>63,117</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>82,795</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>82,795</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 9 月 1 日)  
(至 平成27年 8 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高                 | 109,927 |
| 売 上 原 価               | 41,396  |
| 売 上 総 利 益             | 68,531  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 63,814  |
| 営 業 利 益               | 4,717   |
| 営 業 外 収 益             |         |
| 受 取 利 息               | 64      |
| 有 価 証 券 利 息           | 10      |
| 為 替 差 益               | 28      |
| 補 助 金 収 入             | 97      |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益     | 13      |
| そ の 他                 | 5       |
| 営 業 外 費 用             |         |
| 支 払 利 息               | 9       |
| 自 己 株 式 取 得 費 用       | 1       |
| 経 常 利 益               | 4,928   |
| 特 別 利 益               |         |
| 補 償 金 収 入             | 148     |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 32      |
| 特 別 損 失               |         |
| 減 損 損 失               | 1,668   |
| 固 定 資 産 除 却 損 失       | 36      |
| 店 舗 閉 店 損 失           | 20      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 3,383   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,168   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △334    |
| 当 期 純 利 益             | 1,550   |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年9月1日)  
(至 平成27年8月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本  |            |                 |               |            |            |               |               |
|-----------------------------|-------|------------|-----------------|---------------|------------|------------|---------------|---------------|
|                             | 資本金   | 資本剰余金      |                 |               | 利 益 剰 余 金  |            |               |               |
|                             |       | 資 本<br>準備金 | そ の 他 資<br>本剰余金 | 資本剰余<br>金 合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |               | 利益剰余<br>金 合 計 |
|                             |       |            |                 |               |            | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |               |
| 当 期 首 残 高                   | 8,612 | 9,007      | —               | 9,007         | 2,153      | 43,770     | 606           | 46,529        |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |       |            |                 |               |            |            |               |               |
| 別 途 積 立 金 の 取 崩             |       |            |                 |               |            | △760       | 760           | —             |
| 剰 余 金 の 配 当                 |       |            |                 |               |            |            | △908          | △908          |
| 当 期 純 利 益                   |       |            |                 |               |            |            | 1,550         | 1,550         |
| 自 己 株 式 の 取 得               |       |            |                 |               |            |            |               |               |
| 自 己 株 式 の 処 分               |       |            | 202             | 202           |            |            |               |               |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |       |            |                 |               |            |            |               |               |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計       | —     | —          | 202             | 202           | —          | △760       | 1,402         | 642           |
| 当 期 末 残 高                   | 8,612 | 9,007      | 202             | 9,209         | 2,153      | 43,010     | 2,008         | 47,172        |

|                             | 株主資本   |        | 評価・換算差額等             |            | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-----------------------------|--------|--------|----------------------|------------|-------|--------|
|                             | 自己株式   | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算差額等合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高                   | △2,212 | 61,936 | △13                  | △13        | 205   | 62,128 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |        |        |                      |            |       |        |
| 別 途 積 立 金 の 取 崩             |        | —      |                      |            |       | —      |
| 剰 余 金 の 配 当                 |        | △908   |                      |            |       | △908   |
| 当 期 純 利 益                   |        | 1,550  |                      |            |       | 1,550  |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △386   | △386   |                      |            |       | △386   |
| 自 己 株 式 の 処 分               | 613    | 815    |                      |            |       | 815    |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |        |        | 13                   | 13         | △96   | △82    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計       | 226    | 1,071  | 13                   | 13         | △96   | 988    |
| 当 期 末 残 高                   | △1,986 | 63,007 | —                    | —          | 109   | 63,117 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### ② デリバティブ 時価法

##### ③ たな卸資産

イ. 商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ロ. 製品及び原材料

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認めた額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5) 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年9月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.40%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.70%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.00%となります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

(2) 関係会社に対する短期金銭債権 2百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債務 341百万円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 33,934百万円

- (5) 店舗賃借仮勘定は、新店出店の敷金・保証金、建設協力金等で未開店店舗に関するものであります。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

① 仕入高 4,621百万円

② その他 138百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 期 首 （ 千 株 ） | 増 加 （ 千 株 ） | 減 少 （ 千 株 ） | 当 期 末 （ 千 株 ） |
|-----------|---------------|-------------|-------------|---------------|
| 普 通 株 式   | 1,826         | 132         | 493         | 1,465         |

- (注) 1. 普通株式の増加のうち1千株は、単元未満株式の買取り1千株による増加であります。  
また、普通株式の増加のうち130千株は、平成27年8月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。
2. 普通株式の減少493千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### ① 流動項目

|          |               |
|----------|---------------|
| 繰延税金資産   |               |
| 未払事業税    | 124百万円        |
| 未払事業所税   | 43            |
| 賞与引当金    | 352           |
| その他      | 15            |
| 繰延税金資産合計 | <u>535百万円</u> |

##### ② 固定項目

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 繰延税金資産    |                 |
| 資産除去債務    | 1,125百万円        |
| 減損損失      | 1,130           |
| 関係会社株式評価損 | 173             |
| その他       | 29              |
| 繰延税金資産小計  | <u>2,458</u>    |
| 評価性引当額    | <u>△179</u>     |
| 繰延税金資産合計  | <u>2,278</u>    |
| 繰延税金負債    |                 |
| 資産除去債務    | 428             |
| 繰延税金負債合計  | <u>428</u>      |
| 繰延税金資産純額  | <u>1,850百万円</u> |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|         | 取 得 価 額<br>相 当 額 | 減 価 償 却 累 計 額<br>相 当 額 | 減 損 損 失 累 計 額<br>相 当 額 | 期 末 残 高<br>相 当 額 |
|---------|------------------|------------------------|------------------------|------------------|
| 土 地 建 物 | 7,876百万円         | 5,880百万円               | 532百万円                 | 1,462百万円         |

### (2) 未経過リース料期末残高相当額等

|              |          |
|--------------|----------|
| 1 年以内        | 526百万円   |
| 1 年超         | 2,186百万円 |
| 合計           | 2,713百万円 |
| リース資産減損勘定の残高 | 452百万円   |

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|              |        |
|--------------|--------|
| 支払リース料       | 623百万円 |
| リース資産減損勘定取崩額 | 68百万円  |
| 減価償却費相当額     | 363百万円 |
| 支払利息相当額      | 161百万円 |
| 減損損失         | 107百万円 |

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社の名称                               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係                          | 取引の内容          | 取引金額<br>(注) 2 | 科目  | 期末残高<br>(注) 2 |
|-----|-------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|----------------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | SAIZERIYA<br>AUSTRALIA<br>PTY. LTD. | 所有<br>直接 100%             | 当社への肉製品・ソー<br>ース類等の販売。<br>役員の兼務あり。 | 食材の購入<br>(注) 1 | 4,554         | 買掛金 | 325           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品の価格については、定期的に価格交渉の上、市場価格を基準として一般的取引と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

| 属性                                      | 会社等の名称        | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                                           | 取引の内容                | 取引金額<br>(注) 4 | 科目  | 期末残高<br>(注) 4 |
|-----------------------------------------|---------------|-----------------------|-----------------------------------------------------|----------------------|---------------|-----|---------------|
| 役員                                      | 堀埜 一成         | 被所有<br>直接 0.1%        | 当社代表取締役                                             | 新株予約権の<br>権利行使 (注) 5 | 10            | —   | —             |
| 役員                                      | 益岡 伸之         | 被所有<br>直接 0.1%        | 当社取締役                                               | 新株予約権の<br>権利行使 (注) 5 | 11            | —   | —             |
| 役員                                      | 松谷 秀治         | 被所有<br>直接 0.0%        | 当社取締役                                               | 新株予約権の<br>権利行使 (注) 5 | 11            | —   | —             |
| 役員                                      | 柴田 良平         | 被所有<br>直接 0.0%        | 当社取締役                                               | 新株予約権の<br>権利行使 (注) 5 | 11            | —   | —             |
| 役員及びその近<br>親者が議決権の<br>過半数を所有し<br>ている会社等 | (株)白河高原<br>農場 | なし<br>(注) 2           | 当社と委託栽培<br>契約を締結して<br>おり、当社への<br>販売を主たる業<br>務としている。 | 委託農産物の購<br>入 (注) 1   | 223           | 買掛金 | 14            |
|                                         |               |                       |                                                     | 業務委託費の支<br>払い (注) 3  | 38            | 未払金 | 1             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件は、他の契約農家と同一条件です。

2. 当社取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、正垣泰彦が営業資金の貸付を行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。

3. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。

4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

5. 新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額  | 1,240円14銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 30円69銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所 東京都他  
用途 店舗資産 (155店舗)  
種類 建物他  
減損損失 1,668百万円

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物1,317百万円、リース資産減損勘定107百万円、その他243百万円であります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年10月22日

株 式 会 社 サ イ ゼ リ ヤ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 田 道 春 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 和 田 貴 之 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年10月22日

株 式 会 社 サ イ ゼ リ ヤ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 松 田 道 春 ⑩   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大 和 田 貴 之 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月26日

株式会社サイゼリヤ 監査役会

常勤監査役 柴 田 良 平 ㊞

社外監査役 岡 田 勉 ㊞

社外監査役 宮 崎 吉 明 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開を勘案して以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、914,528,592円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年11月27日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金                      600,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその金額  
繰越利益剰余金                600,000,000円

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                              | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | しょう ぎ やす ひこ<br>正 垣 泰 彦<br>(昭和21年1月6日)  | 昭和43年4月 レストラン サイゼリヤ創業<br>昭和48年5月 株式会社マリアース商会<br>(現・当社)を設立<br>代表取締役社長就任<br>平成21年4月 代表取締役会長就任 (現任)                                  | 15,953,392株       |
| 2          | ほり の いっ せい<br>堀 埜 一 成<br>(昭和32年2月7日)   | 平成12年4月 当社入社<br>平成12年5月 商品3部長<br>平成12年11月 取締役就任<br>平成20年11月 エンジニアリング部長<br>平成21年4月 代表取締役社長就任 (現任)                                  | 39,830株           |
| 3          | ます おか のぶ ゆき<br>益 岡 伸 之<br>(昭和33年6月17日) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成2年7月 神奈川地区部長<br>平成3年10月 取締役就任<br>平成7年11月 常務取締役就任<br>平成19年3月 取締役就任 (現任)<br>平成21年4月 海外事業部長 (現任)                   | 37,872株           |
| 4          | まつ たに ひで はる<br>松 谷 秀 治<br>(昭和33年3月23日) | 昭和59年6月 当社入社<br>平成7年3月 資材部長<br>平成8年11月 取締役就任 (現任)<br>平成20年11月 店舗運営本部長<br>平成22年5月 生産物流本部長<br>平成24年9月 マーチャンダイジング本部長<br>兼商品開発部長 (現任) | 22,072株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | なが おかのぼる<br>長 岡 伸<br>(昭和37年8月4日) | 昭和61年7月 当社入社<br>平成7年3月 商品部長<br>平成8年11月 取締役就任（現任）<br>平成14年2月 ㈱アダツアーズジャパン設立<br>代表取締役社長就任（現任）<br>平成20年11月 営業企画部長<br>平成22年5月 組織開発室長（現任） | 22,566株           |
| 6          | おり とみのる<br>織 戸 実<br>(昭和33年3月18日) | 昭和57年11月 当社入社<br>平成19年3月 組織開発室長<br>平成19年11月 取締役就任（現任）<br>平成22年5月 店舗運営本部長<br>平成24年10月 営業本部長兼店舗開発部長<br>（現任）                           | 22,480株           |

（注1）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、事業報告の18ページに記載のとおりであります。

### 第3号議案 当社従業員及び当社関係者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社関係者（当社関連会社役職員、当社顧問契約者等）に対するストックオプションとして新株予約権の募集事項決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

#### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の従業員及び当社関係者に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

##### (2) 新株予約権の総数

5,000個を本定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

##### (3) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

行使価額の調整

i) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）又は（ロ）を行う場合は、それぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

（イ）株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

（ロ）時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※行使価額調整式に使用する「時価」は、下記ii)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日目における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

※行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

※自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

ii) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

（イ）上記i)（イ）に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合

は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ロ) 上記 i) (ロ) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

iii) 上記 i) (イ) 及び (ロ) に定める場合の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から2年経過した日より3年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員及び当社関係者のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員及び当社関係者の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員及び当社関係者の地位を喪失した場合はこの限りではない。

② その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

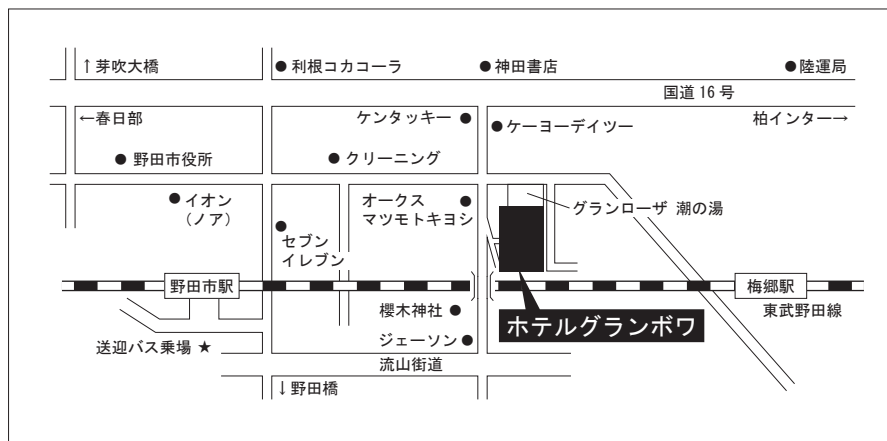
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(1)に準じて決定する。
  - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(4)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - ⑤新株予約権を行使することができる期間  
(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(7)に準じて決定する。
  - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧新株予約権の行使の条件  
(6)に準じて決定する。
  - ⑨新株予約権の取得条項  
(8)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図



ホテルグランボワ (旧 野田東武ホテル)  
〒278-0026 千葉県野田市花井1-1-2  
TEL 04-7121-1122

- ◇ 柏インターより国道16号で約6.5 km
- ◇ 東武野田線野田市駅下車  
タクシー又は送迎バス約10分、徒歩約15分